

ドイツにおける会計戦略（2005）

—共同体，国家，企業の各レベルにおいて—

戸 田 龍 介

目 次

1. 序章
2. EUの会計戦略
3. ドイツの会計戦略 —連邦政府の対応を中心に—
4. ドイツ企業の会計戦略 —DAX 30社の対応を中心に—
5. 終章

1. 序 章

国際会計基準審議会（以下IASBと記す）と米国の財務会計基準審議会（以下FASBと記す）による会計基準の収斂化作業が進む2007年現在，日本も国際会計基準（以下IFRSsと記す，個別基準についてはIASあるいはIFRS何号と記す）への対処を考えざるを得ない時期にきている。日本にとって，IFRSsへの対処を初めて真剣に考えねばならなかったのは，欧州連合（以下EUと記す）が域内上場企業の連結財務諸表作成基準を原則としてIFRSsとした2005年であった。ただし，外国企業は2年の猶予期間が与えられたため，本来は2007年にIFRSs適用問題に具体的に対処しなければならないはずであった。しかしながら，2006年4月欧州委員会は，アメリカ・日本・カナダの会計基準の使用を2008年まで認めるとするEC規則1787/2006号を公表したため，対IFRSs問題は2009年まで先送りされた格好となった。また現実には，IASBとFASBとの間で行われている収斂化作業の結果待ちという状態でもある。ただし，日本にとって，会計基準収斂後の行動策定に向けて残された時間は多くはない。

当論文では，IFRSsへの対処法を探るため，ドイツの会計環境に注目した。ドイツは早くからIFRSsに対処してきたが，ドイツ一国でIFRSsに対処してきたわけではない。まず共同体（EU）レベルで，次に国家（ドイツ，特に連邦政府）レベルで，そして企業（ドイツ企業）レベルにおいて，それぞれの戦略により対処してきた様を考察する。その際，戦略，特に会計戦略について注目した。ただし，会計戦略の定義についての定説が乏しいので，ここでは独自に当該概念の定義を試みたい。戦略については，ポーター（Michael E. Porter）の所説¹⁾が有名であるが，ここではクルイヴァー&ピアース（Cornelis A. de Kluiver&John A. Pearce II）の説をとりあげたい。彼らによれば，「戦略とは，持続的競争優位性（sustainable competitive advantage）を達成するためのポジ

ショニング (positioning) を構築すること」(クルイヴァー&ピアース [2006] 17頁) である。この説を基本に、共同体・国家・企業それぞれの会計戦略を、以下のように定義してみたい。まず、共同体および国家の会計戦略とは、「会計基準の形成・選択を通して、自地域あるいは自国内企業が、持続的競争優位性を達成するためのポジショニングを構築することを可能にしてやること」だと考えてみる。そして、企業の会計戦略とは、「会計政策の選択を通して、特に資本市場において、持続的競争優位性を達成するためのポジショニングを構築すること」だと考えてみる。それぞれ、EU 益、国益、企業益を最大にしようとする基本姿勢を有していることを前提としている。

当論文では、EU の会計戦略については特に欧州委員会が公表したステートメントを中心に、ドイツ国家の会計戦略については政府草案を中心に考察していく²⁾。これに対しドイツ企業の会計戦略については、DAX 対象 30 社の 2005 年度版アニュアル・レポートを調査対象とした。2005 年決算を行うにあたり、当時の DAX 対象 30 社がどのような会計環境にあったのかを明らかにした後、各企業がとった会計政策選択行動を通して、ドイツ企業の会計戦略を考察する。これらの作業を通して、共同体としての EU、国家としてのドイツ、そしてドイツを代表する企業がそれぞれ、いかなる会計戦略のもと特に IFRSs に対処していたのかを見ていきたい。

2. EU の会計戦略

2002 年 1 月、EU はついに通貨統合を成し遂げた。フランクフルトに拠点を置く欧州中央銀行がユーロを発行することになったのである。当然、通貨統合の次は会計統合へ向かうはずであった。欧州中央銀行がユーロという域内共通通貨を発行するように、欧州会計基準審議会を新たに発足させ、同組織の主導により欧州会計基準 (EU-GAAP) の統一的形成へ向かう道も当然考えられた。もともと EU は、欧州共同体 (以下 EC と記す) 時代から域内の統一会計構想を有していた。これは、EC 会計指令を加盟各国が国内法化して達成されるはずであった。しかしながら、EU-GAAP を目指した EC 指令は、実際の適用段階では、各国の選択権や離脱規定で骨抜きにされていった。例えば、「ドイツは、この会社法指令を商法規定に取り入れる上で、加盟国選択権等の多くの選択権を活用し、取得原価を基調とするこれまでの伝統的な会計の仕組みを大きく変更することはなかった」(倉田 [2003] 201 頁)。また、イギリスは離脱規定を活用する方法をとった。イギリスでは、「法と会計基準の間に対立や矛盾がある場合……には、会計基準が法に違反していることを認めたくて、『真実かつ公正な概観の原則』という会社法の最優先原則を盾に、法からの離脱を正当化することが行われてきた」(田中 [1991] 177 頁) のである。さらに、国内法化は期限付きだったにも関わらず、各国の国内法化状況は国により相違があり、かつまた相当の時間を要した (この事情は次に詳しい。徳賀 [2000] 145 頁)。つまり EU-GAAP 形成については、苦い思いがあったことになる。さらに EU には「EU のジレンマ」があった。EU のジレンマとは次のことを言う。「巨大化した欧州の MNE (巨大多国籍企業) が海外資本市場を目指してい

る。これを促進するためには、EU-GAAPの形成を修正しなければならない。EU-GAAPの設計にこだわれば、成長性と財務的に体力のあるEU企業は、EU域内に留まらなくなる」(小津[2007] 30頁)ことをいう。あくまでEU-GAAPの形成にこだわれば、グローバルに活動する巨大なEU企業は、域外、特に米国に資金調達を求めることになってしまう。EUは、欧州内巨大多国籍企業の要求の前に、EU-GAAPの形成を断念せざるを得ない状況におこまれていたのである。

このような状況を受けて、欧州委員会(以下ECと記す)の「モンティ委員³⁾は、1995年7月の証券監督者国際機構(以下IOSCOと記す)の会合において、ヨーロッパ会計基準審議会なる組織の創設またはヨーロッパ会計基準なる独自の会計基準を新たに創設するよりもむしろ、会計基準のより広範な国際的調和化へ向けて、国際会計基準委員会(以下IASCと記す)とIOSCOが推進している活動にEUを連携させる方策をとるとの立場を明らかにした」(橋本[2007] 106頁)。そしてついに、1995年11月、EC委員会は「会計調和化：国際的調和化に対する新戦略」を公表するに至る。ここでは、既存のEC第4および第7号指令は維持しながら、同時にIFRSsとの調和化も図るという会計戦略が明らかにされた。重要なことは、欧州会計基準審議会の形成および当該基準設定組織による欧州会計基準(EU-GAAP)の作成が、この時点において正式に断念されたことである。

したがって当初、IFRSsは積極的にというより妥協的に選択されたといえよう。しかしながらその後、IFRSsには新たな期待がかけられていくことになる。その推移を以下で追っていきたい。まず1998年10月、ECは「金融サービス：行動の枠組み」を公表する。これを基本として、1999年5月にECは「金融サービス行動計画」を公表する。「金融サービス行動計画」の目標は、効率的なヨーロッパ資本市場の構築であるとされた。この「金融サービス行動計画」を2005年初頭までに完全実施するために、2000年3月、欧州閣僚理事会特別会議は、「リスボン戦略」を公表する。リスボン戦略におけるEUの戦略的目標は、「より多い雇用とより強い社会的連帯を確保しつつ、持続的な経済発展を達成し得る、世界で最も競争力があり、かつ力強い知識経済となること」(兼子[2005] 68頁)であった。上記「行動計画」との関連は、金融サービス分野が優先分野の1つにあげられていることから確認できる。そして2000年6月、EC会計指令との共存も視野に入れていた「会計調和化」と異なり、EU-GAAPとしてIFRSsを採用する明確な意思を表示した「EU財務報告戦略：将来の方向」がEC委員会より公表された。これは、IOSCOによるIFRSs一括承認により、IFRSsがNYSE上場要件を満たす可能性・期待が高まったことを契機としたものである。つまり、欧州証券市場のみならず米国証券市場まで視野に入れながら、IFRSs重視の方向性が形成されていったのである。

さらに、リスボン戦略に基づく種々の立法手続を迅速化するために、ラムファルシー委員会が2000年7月に設置された。当委員会は、2001年2月に「ラムファルシー報告書」を公表した。そこでは、ヨーロッパの証券市場統合が掲げられ、そのためにも2003年末までのIFRSs採用が

謳われていた。つまり、「金融サービス行動計画」以来の目標である欧州統合証券市場の創設と、そこにおけるインフラとしての共通会計基準と見なされた IFRSs の取り込みが明示されたのである。加えて、欧州全体の証券関連業務を監督する組織の創設が予定された。これはその後、欧州証券規制当局委員会（以下 CESR と記す）として具体化される。IFRSs 重視の方向性は、2002 年 7 月に欧州議会および EU 評議会により公表された「EC 命令 No. 1606/2002：国際会計基準の適用に関する 2002 年 7 月 19 日における欧州議会および評議会決定」において決定的となる。これにより、2005 年より、EU 域内の上場企業は、IFRSs を連結財務諸表作成基準とすることが強制されるようになった。以上の流れの中で確認できることは、EU が積極的に IFRSs を重視する方向に向かったのは、目標である欧州統合証券市場において、IFRSs をインフラとしての共通会計基準であると見なしたからであり、さらに将来は米国証券市場上場要件も満たすという期待からだったと考えられる。

しかしながら、欧州統合証券市場の夢は一旦潰れてしまうことになる⁴⁾。ただし、EU は IFRSs を新たな戦略の道具としようとした。それは、対米国という会計戦略思考に基づくものであった。例えば、前 IASC 議長で欧州財務報告諮問グループ（以下 EFRAG と記す）委員長のエネボルトセン（Stig Enevoldsen）氏は、IFRSs とは何かという問いに対して、「米国市場と対等に立つための手段」（日本経済新聞、2003. 10. 27., 16 面）と明確に答えている。つまり EU は、米国に対して、「IFRSs の最大の利用者、利用地域になることにより、発言権を強化し、アメリカに対抗すべく、IFRSs を EU 色の濃いものにしていこうという戦略で臨んでいる」（橋本 [2007] 168 頁）のである。この戦略は一定の成果をあげたと考えられる。例えば、US-GAAP に対する CESR の同等性評価も、この戦略の一環と考えられる。

以上の観点は、すべて統一性という観点から IFRSs を捉えたものである。その一方で EU は、域内 EU 企業が IFRSs を受け入れやすくなるように、IFRSs に一定の弾力性を併せ持たせる戦略で臨んでいた。例えば、欧州委員会は、カーブ・アウトという IFRSs の一部を適用除外にする手段を有していた⁵⁾。また、EFRAG は、IFRSs における「個別の基準の是非を審査」（同上）していた。そもそも EFRAG は、IFRSs の EU 内組込みに際して、エンドースメント・メカニズム（承認機構）を担う専門家組織である。その EFRAG は、「従来の EU リエゾン国（IASB にリエゾン・メンバーを擁するイギリス、ドイツ、フランスの 3 カ国）の会計基準設定主体に代わって、IFRSs 設定プロセスに影響力を及ぼすようになっており、EU の会計戦略策定における中心的役割を担うようになってきている」（橋本 [2007] 148 頁）。これらは、EU 域内企業の要望を反映したものであったと考えられる。さらに、IFRSs そのものが有していた弾力性（早期適用の自由、多様な選択権）は、何ら制限を加えられることなく域内に持ち込まれていた。最も重要なのは、すでに米国に上場している企業に配慮して、US-GAAP の選択適用をあらかじめ考慮に入れていたことである。

以上をまとめると、EU は、当初消極的な選択であった IFRSs を、欧州資本市場統合という目

標のもと、標準化戦略の一環として積極的に利用しようとした。統合証券市場の夢が潰えた後には、対米戦略として IFRSs を有効に活用する戦略に転じた。ただし、対米国のように対外的には強硬であっても、域内企業の IFRSs 適用など対内的には、EU は柔軟な姿勢をとっていた。それは、EU 域内企業に IFRSs を受け入れてもらうためにも必要な戦略であったと考えられるのである。このようにして、共同体としての EU は、域内企業に対しては弾力性を確保しながら、同時に EU (特に EFRAG) のポジショニングを強化していったのである。

3. ドイツの会計戦略 —連邦政府の対応を中心に—

ドイツはもともと、対外的には、まずフランス、ついでイギリスの会計思考を中心とした EC (会計指令) に対応してきた。特に、対 EC では、会計指令の国内法化を契機として、アングロ・サクソン流の会計思想との調和化が課題であった。ただしドイツは、「真実かつ公正なる概観」規定の導入など調和化に応じた部分がある反面、加盟国選択権などの選択権を活用することにより、自国基準に対する指令の緩和化を行ってきたという別な面もある。また、近年になって、「資本調達容易化法 (KapAEG)」さらに「企業領域統制及び透明化法 (KonTraG)」を導入し、ドイツの既存の会計制度に大きな変革をもたらした。特に資本調達容易化法のもと、ドイツ商法典 (以下 HGB と記す) 第 292 a 条が新設され、上場会社の連結財務諸表に適用される会計基準として、HGB に加えて IFRSs および US-GAAP が認められた。近年の一連の改革は、「国際的に活動する企業が、国際的資本市場での競争に不利益を被らないための法的整備の一環」(倉田 [2003] 202 頁) と考えられる。ここで注目したいのは、IFRSs を中心に US-GAAP の適用も認める EU の基本方針に沿いつつも、さらに自国基準まで時限的ながら選択肢に加えていた点である。ドイツは、EU の方針を基本的には受け入れながら、自国企業のために選択の幅あるいは猶予を確保することも忘れなかった。

しかしながら、HGB 第 292 a 条は 2004 年末までの時限立法であったため、2005 年からは HGB を上場ドイツ企業の連結財務諸表作成基準としては選択できなくなった。IFRSs・US-GAAP・HGB の三択から、IFRSs か US-GAAP の二択となったのである。国際的な会計基準を適用する根拠法も、HGB 第 315 a 条が新設され、同法が担うこととなった。上述したように、ドイツはこれまでも EU の基本方針を受け入れつつ、自国内への衝撃を和らげる方策を探ってきた。この事情は、2003 年から 2005 年にかけても同様だった。ここでは、「会計法改革法 (BilReG)」と「会計統制法 (BilKoG)」を中心に、さらにその原案としての「10 点プログラム (10-punkte-Programm)」においてドイツ連邦政府の意図を確認することにしたい。

2003 年 2 月、ドイツ連邦政府は「10 点プログラム」を公表した。ちなみにこの時期、ドイツ会計基準委員会 (以下 DRSC と記す) は EU 委員会指令の対応に忙殺中であった。10 点プログラムは、ドイツ連邦政府が公表したものであるため、より国家の戦略が反映されていると考え注目した。同プログラムの第 4 プログラム「会計基準の前進及び国際的会計原則への適用」では、「た

たとえば費用性引当金の貸記選択権、評価簡便法の前提など時代に適合しない多くの選択権の廃止を通じて商法の欠陥是正を図ることが必要」(佐藤 [2005] 35頁) であるとして、HGB そのものの改正を示唆することにより EU の基本方針に沿おうとしている。その一方、「米国市場において上場し US-GAAP 基準で財務諸表を作成する企業に関しては、2007 年まで適用を延期することが提案」(同上) され、ドイツ企業で米国上場している企業に対する現実的配慮も同時になされている。第5プログラムは「決算書監査人の役割の強化」であった。第6プログラム「独立した機関による具体的企業決算書の法規準拠性の監視 (エンフォースメント)」では、国家の監督下にある私的委員会の設置が提唱された。これは後の 2005 年 3 月に、ドイツ会計監視所 (Deutsche Prüfstelle für Rechnungslegung)⁶⁾ として具体化される (森 [2005]) 13 頁)。

2004 年 4 月 21 日、ドイツ連邦政府は、10 点プログラムを土台とした以下の 2 法案を連邦議会に提出し、同年 10 月 29 日、全会一致で採択された。2 法案とは、「会計法改革法 (BilReG)」案と「会計統制法 (BilKoG)」案である。「会計法改革法 (BilReG)」案は、10 点プログラムの第5プログラムを具体化した「決算書監査の強化」、EU 指令 (規模基準指令) を具体化した「規模基準」、さらに EU 命令 (IAS 適用命令) を具体化した「IAS 適用命令の実施」等からなっていた。「IAS 適用命令の実施」は、個別決算書に対する IFRSs 適用の選択権を付与するものであった。対して「会計統制法 (BilKoG)」案は、10 点プログラムの第6プログラムを具体化したものであり、上述の会計監視所の設置が提言されていた。同組織は、株主及び債権者等の利害関係者の指摘が起点となり、資金的裏づけは全資本市場指向的企業から徴収することが第1段階として予定されていた。第2段階として、金融サービス監督連邦機関 (以下 BaFin と記す) による会計監査となり、資金的裏づけは、この段階では対象となる個別企業が負担することになる。両法案はその後可決され、大きな修正なく確定法となった (上述の事情は、佐藤 [2005] 39-40 頁に詳述されている)。

さらに「会計法改革法 (BilReG)」は HGB 改正の根拠法となる。HGB 第3篇第2章第2節第10款「国際的会計基準に基づく連結決算書」が新設され、ここに上述の HGB 第315 a 条が加えられた。HGB 第315 a 条は、HGB 第292 a 条に代わるものであり、かつ非資本市場指向的企業に IFRSs 適用選択権を付与するものでもあった。さらに、新設された HGB 第325 条第2 a 項は、個別決算書作成基準として IFRSs 適用選択権を付与するものでもあった。ここで、HGB 第315 a 条の全訳を以下に記す。

315 a 訳

(1) もし、第1款 (Titel) の規定により連結財務諸表を作成せねばならない親会社が、国際的な会計基準 (ABL EG Nr. L243 S. 1) の利用に関する 2002 年 7 月 19 日付の欧州議会および欧州評議会の命令 (Verordnung, (EG)) Nr. 1606/2002 の 4 条項 (Artikel) に従い、上記 (genannt) 命令の 2, 3, 6 条項により引き継がれた国際的な会計基準を利用することが、その時々一般に認

めれる枠 (Fassung) 内において義務付けられているならば、第2款から第8款の規定のうち、第244条から245条、294条3項、297条第2項4文、298条1項、第313条2項から4項、第314条1項第4、6、8ならびに9号 (Nr.)、同2項2文、ならびに第9款の規定 (Bestimmung) および、次章 (dieser Unterabschnitt) を除く連結財務諸表あるいは連結状況報告書に該当する諸規則 (Vorschriften) が適用されなければならない。

- (2) 第1項に該当しない親会社でも、もしそれぞれの決算日までに、有価証券取引法第2条1項1文の意味における有価証券の取扱許可が、有価証券取引法第2条5項の意味における組織化された国内市場において申請されているならば、上記の国際的な会計基準および規定に従い自身の連結財務諸表を作成しなければならない。
- (3) 第1項あるいは第2項に該当しない親会社でも、上記第1項に言う国際的な会計基準および規定に従い自身の連結財務諸表を作成してもよい。この選択権を使用する会社は、上記第1項に言う基準および規定を完全に遵守しなければならない。

HGB 第315 a条の (1) は IFRSs・US-GAAP 適用可能根拠であり、(2) は従来より広い範囲の上場会社が国際的会計基準を適用すべきことになっており、(3) は非上場会社も国際的会計基準を適用可能としたものである。同条項の基本的特徴は、(3) に典型的に見られるように、非上場会社にも国際会計基準を適用会計基準として選択可能にさせたことにある。HGB 第325条第2a項も、個別決算書に IFRSs を適用する選択権を付与するものであった。つまり、「10点プログラム」から始まり「会計法改革法 (BilReG)」から HGB 改正へと連なる一連の動きにおいて、「IAS 適用の選択幅を拡大し、もってドイツの企業サイドに最大限の弾力性を保証するという点」(稲見 [2005] 84 頁) こそ、変わらぬ方針であったことが指摘できる。「ドイツ企業に対する弾力性の保証」という点は、後述する「ドイツ資本市場振興政策」という国家戦略から導出されたものであり、ドイツ国家の会計戦略の軸をなすものと考えられる。

さて、上記「会計法改革法 (BilReG)」と「会計統制法 (BilKoG)」の成立をうけ、ドイツの法務大臣は、「経済と財政の地としてのドイツが国際的な競争能力について優位に立つための基盤が生み出されたことを歓迎」(佐藤 [2005] 41 頁) するという発言を行った。「国際的な競争能力について優位に立つため」という法務大臣談話は、新設2法はドイツ国家の会計戦略に基づくものであったことを伺わせる。談話においては、新設2法は、それぞれドイツにおける資本市場を振興させるという面から必要だったことが伺われる。まず「会計法改革法 (BilReG)」は、ドイツ資本市場が魅力的になるためには現代的会計法が前提とされることから必要だったことが述べられる。また、「会計統制法 (BilKoG)」は、ドイツテレコム株の急落等に見られるドイツ資本市場への不信感を払拭するために、具体的な統制が必要だったことが述べられる。BilKoG は会計監視所という、ドイツの資本市場の信頼性を回復するために、監査法人とは別に企業の会計を監視する組織新設の根拠法となった。つまり、ドイツ資本市場振興という国家戦略のもと、その基盤

を担う現代的会計法を形成するために「会計法改革法 (BilReG)」を成立させ、一方ドイツ資本市場の信頼性を回復させるために「会計統制法 (BilKoG)」を成立させたことになる。特に「会計法改革法 (BilReG)」は、HGB 第 315 a 条や HGB 第 325 条第 2 a 項といった「ドイツ企業に対する弾力性」を保証する新設条項の根拠法となった。つまり、ドイツ資本市場振興という国家戦略の一環として、信頼回復のための方策を探る一方で、「ドイツ企業に対する弾力性の保証」というドイツ会計戦略が導かれていたのである。

上述のようなドイツ会計戦略は、ドイツ企業が特にニューヨーク証券取引所 (以下 NYSE と記す) で不利とならぬよう、US-GAAP を選択肢の一つとして確保することにもあらわれている。このためドイツは、加盟国選択権を利用するわけだが、その事情は以下に詳しい。「……、IAS 適用命令の第 9 条によれば、加盟国は、特定の資本市場指向的企業に対して、IAS の強制適用を 2 年延期することができる。この経過規定は、(株式とは異なる) 負債証券を発行するか、もしくは IAS 適用命令の発布以前から EU 域外の国—とくにアメリカ合衆国—において、取引所上場目的のために US-GAAP に準拠している企業に適用される。この選択権を本法案 (BilReG 案) は完全に利用する。この点でも、本法案は企業サイドに最大限の弾力性を与えるものである」(稲見 [2005] 84 頁)。

ドイツ国家による適用会計基準の弾力化措置は、会計基準の選択だけにとどまるものではなく、EU 指令の国内法化にも見られた。例えば、「会計法改革法 (BilReG)」案では、規模基準指令を具体化する際、規模基準を次のように変更している。例えば HGB 第 267 条の 3 基準のうち 2 基準 (貸借対照表総額、売上高) による大中小会社区分について、それぞれ約 6 分の 1 引き上げているのである (佐藤 [2005] 38 頁)。これは、IFRSs 適用義務の対象となる企業数を、かなり減少させる効果のある法案であった。つまりドイツは、IFRSs を適用会計基準とする選択肢を確保したり、US-GAAP を選択可能基準として残存させたり、IFRSs 適用強制条件を緩和したりして、自国内企業の弾力性をできるだけ確保するという会計戦略を具体化していったのである。

4. ドイツ企業の会計戦略 —DAX 30 社の対応を中心に—

EU という共同体の会計戦略およびドイツという国家の会計戦略の次に、ドイツ企業の会計戦略を考察する。2005 年決算の分析に入る前に、2004 年以前のドイツ企業の会計戦略を簡単に振り返っておく。2004 年以前のドイツ企業の会計戦略の特徴は、HGB 第 292 a 条により保証された、複数会計基準間の選択可能性の活用であった (戸田 [2005] 58 頁)。ここではドイツテレコム の例を確認しておく (戸田 [2004] 参照)。ドイツテレコムは 2001 年から 2004 年にかけて、戦略上赤字を計上したい時には US-GAAP を部分適用し、特に巨額の減損損失によりドイツ企業過去最大の赤字を計上した。しかしながら、その後の V 字回復時には、HGB により戻入益を計上したのである。つまり同社は、複数会計基準間の選択可能性を最大限生かす会計戦略をとっていたのである。

ここではさらに、2005年決算におけるドイツ企業の会計戦略を探っていくことにしたい。その際、当時のDAX対象30社の2005年度版アニュアル・レポートを中心に分析を行うことにした。30社のアニュアル・レポートに基づき、まず適用会計基準および監査法人を確認した。適用会計基準については、監査報告書において連結財務諸表が準拠したとされる会計基準をもって確認している。これらの調査結果を、図表-1に示す。

図表-1 2005年度DAX対象30社の適用会計基準および監査法人等

企業名	主要業種	適用会計基準	NYSE 上場	監査法人
アディダス	スポーツ用品	IFRS	×	KPMG
リアンツ	保険	IFRS	○ (ADR)	KPMG
アルタナ	医薬品	IFRS	○ (ADR)	PwC
BASF	化学品	HGB/US-GAAP→IFRS	○ (ADR)	DELOITTE
バイエル	医薬品・化学品	IFRS	○ (ADR)	PwC
ヒポ・フェラインス銀行	銀行	IFRS	×	KPMG
BMW	自動車	IFRS	×	KPMG
コメルツ銀行	銀行	IFRS	×	PwC
コンチネンタル	タイヤ・自動車部品	US-GAAP→IFRS	×	KPMG
ダイムラークライスラー	自動車	US-GAAP	○	KPMG
ドイツ銀行	銀行	US-GAAP	○	KPMG
ドイツ取引所	証券取引所	IFRS	×	KPMG
ルフトハンザ	空運	IFRS	×	PwC
ドイツポスト	郵便・運輸	IFRS	×	PwC
ドイツテレコム	固定・携帯電話	HGB/US-GAAP→IFRS	○ (ADR)	E&Y + PwC
イーオン	エネルギー・化学品	US-GAAP	○	PwC
フレゼニウスメディカルケア	透析治療・透析機器	US-GAAP	○	KPMG
ヘンケル	化学品・パーソナルケア製品	IFRS	×	KPMG
インフィニオンテクノロジーズ	半導体	US-GAAP	○ (ADR)	KPMG
リンデ	工業用ガス・エンジニアリング	IFRS	×	KPMG
マン	自動車・機械	IFRS	×	BDO→KPMG
メトロ	小売チェーン	IFRS	×	FASSEL&PARTNER→F&P+KPMG
ミュンヘン再保険	再保険	IFRS	×	KPMG
RWE	電気・ガス・水道	IFRS	×	PwC
SAP	アプリケーションソフト	US-GAAP	○ (ADR)	KPMG
シェーリング	医薬品	IFRS	○ (ADR)	BDO
シーメンス	総合電気	US-GAAP	○ (ADR)	KPMG
ティッセンクルップ	鉄鋼・機械	US-GAAP	×	KPMG
TUI	観光・運輸	IFRS	×	PwC
フォルクスワーゲン	自動車	IFRS	×	PwC

出所) 各社の2005年度アニュアル・レポートにより作成。2004年度から変更があった場合のみ、→表示してある。
各社のアニュアル・レポートについては論文末尾に一覧表示してある。

適用会計基準については4社が変更しており、コンチネンタル社がUS-GAAPからIFRSsへ変更した以外は、全てHGBからIFRSsへの変更であった。これらの変更により、DAX対象30社の適用会計基準については、全てIFRSsかUS-GAAPとなった。監査法人については2社が変更していた。マン社はそれまでのドイツ系監査法人からKPMGへ変更し、メトロ社はそれまでのドイツ系監査法人とKPMGとの共同監査に変更していた。この結果、DAX対象30社のうち、KPMGの単独・共同監査企業は18社、PwCの単独・共同監査は10社となり、両監査法人の占有率が際立っていた。

次に、各社の会計政策を調査した。まず、IFRSs適用企業について特に注目した箇所は、各社の判断によるIFRSsの適用除外、早期適用および早期適用除外状況であった。これらのうち、特に利益額への影響が具体的金額で表示されているものについては、2005年度だけでなく2004年度の決算数値への影響も含め確認を行った。US-GAAP適用企業については、IFRSsとの差異およびUS-GAAP適用状況に注目した。各社のアニュアル・レポートにおいて、具体的数値が計上・表化されていたり、会計戦略が確認できる部分等があった企業については、個別にピックアップし、それらの部分を中心に以下に掲げていく。ピックアップした企業は、アディダス、アルタナ、ヒポ・フェラインス銀行、コンチネンタル、ドイツ取引所、ルフトハンザ、ドイツポスト、ドイツテレコム、ヘンケル、シェーリング、TUI、フォルクスワーゲンの12社で、全てIFRS適用企業である。

まず、アディダス社については、アニュアル・レポートの「脚注」(AD [2005] S. 132-133.)から以下の会計選択行動が明らかになった。アディダスは、2005年10月に「ソロモン」事業セグメントを売却しているため、新IFRS 5「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」を適用している。ただしこの基準の適用は、表示変更以外、前年決算数値に何ら影響をもたらさなかった。グループの財務状態に本質的な影響をもたらしたのは、IFRS 3 (2004公表)「企業結合」・IAS 36 (2004改訂)「資産の価値減少 (Wertminderung - 減損)」・IAS 38 (2004改訂)「無形資産」といった新規および改訂基準の適用だったとされる。なぜなら、これらの基準の適用により、営業価値および企業価値に対する規則的償却がもはや行われなくなるためである。

アルタナ社については、まず「新会計の公式見解」(ALT [2005] pp. 112-113.)から注目すべき会計選択行動を示す。アルタナは、改訂IAS第39号を早期適用しているが、当該基準のもとでは、減損対象であった売却可能価値証券は、たとえ減損を導いた兆候が逆方向を指し示したとしても、もはや決して後に増分されることはないことになる。アルタナは、2002年度においてGPC Biotech AGへの長期投資の8.3%を減損損失として計上したが、2003年度において減損の兆候が逆方向を指し示したため、2002年度に計上した減損損失を足し返している。しかしながら、改訂IAS第39号に準拠するなら、7.7百万ユーロが利益剰余金から再評価剰余金 (revaluation reserve) へと再分類される必要があったことを述べている。再評価剰余金とは、2003年度に計上された評価増分 (appreciation) の戻入れ (reversal) を示したものである。また、アルタナ

は、改訂 IFRS 第 19 号「従業員給付」も早期適用している。当該基準は、従業員年金給付の計算から生じる数理計算上の差異を、株主持分において直接認識できる代替処理 (alternative) を提供するものである。以前のアルタナの会計政策は、「10% 回廊アプローチ」であった。この方法によれば、数理計算上の差異は純利益に算入され、また 10% の回廊を上回るかあるいは下回る場合に、従業員の残存サービス期間にわたって償却された。もしアルタナが 10% 回廊アプローチを適用し続けていたなら、2005 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における従業員給付債務額は、75 百万ユーロ減少していたことが述べられている。最後に「IFRS 第 2 号および IAS 第 19 号の遡及的適用の結果」(ALT [2005] p. 114.) を示す。

IFRS 第 2 号 (「株式報酬」) および IAS 第 19 号 (「従業員給付」) の遡及的適用の結果

	2004 年度報告	IFRS 2 修正	IAS 19 修正	2004 年度修正
売上原価	-1,013,577	-2,004	0	-1,015,581
売上総利益	1,949,274	-2,004	0	1,947,270
販売流通費	-777,316	-1,706	0	-779,022
研究開発費	-445,048	-2,512	0	-447,560
一般管理費	-144,915	-6,343	0	-151,258
営業利益	616,680	-12,565	0	604,115
税引前利益	623,833	-12,565	0	611,268
法人税費用	-232,577	16	0	-232,561
当期純利益	391,256	-12,549	0	378,707
基本一株当り利益	2.88	-0.10	0	2.78
希薄化後一株当り利益	2.87	-0.09	0	2.78
株主持分	1,662,481	-857	-11,318	1,650,306
その他の非流動引当金	56,737	857	0	57,594
繰延税金資産	46,471	0	6,752	53,223
従業員給付債務	263,768	0	18,070	281,838

ヒポ・フェラインス銀行については、「IFRS に準拠した連結財務諸表」(HYB [2005] p. 112.) に注目した。当銀行の適用会計基準は IFRSs であるとするものの、他の IFRSs 適用企業同様、あくまで EU による承認の枠内 (within the framework of the EU endorsement) においてであることを強調している。また、ドイツ商法典に依拠した作成義務免除にも触れている。例えば、ミュンヘンにある HVZ GmbH&Co. Objekt KG, ザルバートルプラッツ不動産会社 mbH&Co. OHG 管理センター、ヒポ銀行管理センター GmbH&Co. KG およびポルティア不動産管理会社 mbH&Co. Objekt KG は、ドイツ商法典第 264 b 条第 4 項により、マネージメント・レポートの作成義務から免除されていることを記している。また、「公表されているが未効力の IFRSs のうち、早期適用されなかった基準」(HYB [2005] p. 116) において、改訂 IAS 19 (2004) 「従業員給付」は早期適用しなかったことが述べられている。さらに、修正 IAS 21 「外貨換算レート変動の影響」も早期適用していない。当該基準は、海外活動に関連した親会社および子会社の金融資産および負債は、基礎的通貨とは無関係に海外活動への純投資として記帳される結果、為替変動額が株主持分

として表示され、純利益には影響をもたらさないものであった。

コンチネンタル社については、2005年度に適用会計基準を US-GAAP から IFRSs へ変えているため、「IFRS への転換」(CON [2005] p. 90.) に注目した。US-GAAP から IFRSs への転換については、IFRS 第1号「IFRS の初年度適用」の要求に従うことになるが、最も重要なことは、US-GAAP との評価差額については直接持分として取扱われることである。転換に際して注目されるのは、IFRSs のもと一般に適用可能な選択権は、以前 US-GAAP のもと適用されていた会計実務を最大限可能な程度まで (to the greatest possible extent) 維持するために行使されることである。特に、初年度適用との関連では、IFRS 2「株式報酬」、IFRS 3「企業結合」について選択権が行使されていた。IFRS 2については、IFRS のもと利用可能となった2002年11月7日以降に交付されたオプションのみを測定するという選択権を行使している。IFRS 3については、少数株主持分株式に対して、取得日における公正価値ではなく、以前のコストベースを維持するという選択権を行使している。逆に影響があったものとして、IAS 19「従業員給付」がある。当該基準の適用により、US-GAAP のもと以前は株主持分に賦課されていた追加的の最少負債は、2004年度1月1日逆計算され、利益剰余金は56.1百万ユーロ(税引前)増加する結果となった。さらに、IAS 32/39「金融商品」の適用により、転換社債の満期または転換に際して、以前に資本準備金 (capital reserve) として認識された資本構成部分は、IAS 第39号で許容された選択権に準拠して、累積的利益剰余金と相殺されることになった。さらに当該基準の下では、US-GAAP と対照的に、アセットバック証券プログラムにより売却された売上債権は、売掛金項目から認識解除されない。それゆえ、受領した売却代金は短期債務として報告されることになった。これは、当該基準が、第三者に売却した売上債権でも、売却企業が実質的に信用およびデフォルトリスクを保持している場合は、依然として貸借対照表における売上債権として認識すべきことを要求していることに起因している。コンチネンタルは、当該基準を遡及的に適用するという選択権を行使した。最後に、US-GAAP から IFRS への転換による影響を以下に示す。なお、数値は2004年度

IFRS への転換による影響 (CON [2005] p. 95.) 抜粋

	EBIT (利子・税引前利益)
US-GAAP により以前表示された利益額	1,096.4
退職後債務：以下の理由による期間費用差異	
— 数理計算上の差異の認識による償却額減少 (フレッシュスタート)	+12.7
— 過年度修正の即時認識による償却額減少	+12.7
— 2004年度における過年度修正の即時認識による追加的費用	-11.1
— 過年度修正の即時認識によるリストラクチャリング費用減少	+33.1
— 弾力的早期退職契約の早期適用	+8.1
開発プロジェクトの資産化 (償却額はマイナス)	+4.8
その他	+0.5
IFRS による利益	1,157.4

についてのものであり、単位は百万ユーロである。

ドイツ取引所については、「会計基準の早期適用」(DBO [2005] pp. 116-117.)における、改訂IAS第39号「金融商品：認識および測定—公正価値オプション」の記述が注目される。この中で、ドイツ取引所は、カーブ・アウト (carve-out) について記述している。以下に抜粋訳を掲げる。「2003年12月17日にIASBにより公表された以前のIAS第39号の改訂版における表現では、オプションを有する報告主体に対して、どのような金融資産あるいは金融負債であっても損益計算書を通して公正価値で測定すべきだとする指示を与えていた(非制限的公正価値オプション)。2004年12月19日、欧州委員会は、とりわけ公正価値オプションに関する個別規定を取り除く (removing the individual provisions) ことで、2004年改訂IAS第39号をEU法に組み込んだ。このカーブ・アウト (carve-out) は、金融資産にIAS第39号公正価値オプションを適用することに関しての制限を導入することとなった。IAS第39号の改訂版に従い、公正価値オプションは、非常に特殊な場合にしか適用しなくてもよくなった」。当該基準を含めて、ドイツ取引所が早期適用した基準を以下に示す。注意を要するのは、例えば改訂IAS19は早期適用したとしているが、数理計算上の差異に対する会計上の選択権は行使せず、脚注開示のみを修正しているような点である。

会計基準の早期適用 (DBO [2005] pp. 116-117.)

基準	IASB 公表	発効日	EC 承認
IAS 19 IAS 19 「数理計算上の差異、 団体制度および開示」の改訂版	2004. 12. 16.	2006. 1. 1.	2005. 11. 24.
IAS 39 IAS 39 「金融商品：認識および測定 —公正価値オプション」の改訂版	2005. 6. 16.	2006. 1. 1.	2005. 11. 16.
IAS 39 「金融商品：認識および測定 —予定グループ内取引のキャッシュ ・フロー・ヘッジ会計」の改訂版	2005. 4. 14.	2006. 1. 1.	2005. 12. 22.

早期適用した基準に加えて、ドイツ取引所は次のような基準を2005年度に初めて適用した (DBO [2005] pp. 115-116.)。

基準等	(タイトルは概要)	IASB 公表	発効日	EC 承認
IFRS 1	IFRS 初適用	2004. 12. 17.	2005. 1. 1.	2005. 10. 26.
IFRS 3	企業結合	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IFRS 4	保険契約	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IFRS 5	売買目的保有非流動資産&廃止事業	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IAS 16	改訂 IAS 16 「有形固定資産」	2003. 12. 18. 2004. 3. 31. (最終改訂)	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IAS 17	改訂 IAS 17 「リース」	2003. 12. 18. 2004. 3. 31. (最終改訂)	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.

IAS 36 改訂 IAS 36 「資産の減損」	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IAS 38 改訂 IAS 38 「無形資産」	2004. 3. 31.	2005. 1. 1.	2004. 12. 31.
IAS 39 改訂 IAS 39 「金融商品：第1次認識」	2004. 12. 17.	2005. 1. 1.	2005. 10. 26.
IFRIC 2 共同組合における組合員持分	2004. 11. 25.	2005. 1. 1.	2005. 7. 8.
IFRIC 6 特定市場（電子電気）参加による負債	005. 9. 1.	2005. 12. 1.	2006. 1. 27.
SIC 12 改訂 SIC 12 「連結—特別目的事業体」	2004. 11. 11.	2005. 1. 1.	2005. 10. 26.

上記新適用基準のうち、大きな金額的影響があったものが、IFRS 3「企業結合」・改訂 IAS 36「資産の減損」・改訂 IAS 38「無形資産」であった。これらの諸基準のもとでは、認識された営業権および耐用年数が不確定な無形資産は、もはや償却はされないことになる。ちなみに、営業権償却（減損損失を含む）は、2004年度には総額 68.9 百万ユーロ（そのうち営業権減損損失は 0.4 百万ユーロ）であった。最後に、2005年決算日までに IASB により公表されながら、ドイツ取引所が適用しなかった会計基準を、同社による影響予測と共に以下に示す。

ドイツ取引所未適用基準—「新会計基準の影響」(DBO [2005] p. 117. より抜粋)

基準等	(タイトル概要)	IASB 公表	発効日	EC 承認	影響予測
IFRS 4	改訂「保険契約」（金融保証）	2005. 8. 18.	2006. 1. 1.	2006. 1. 27.	重大影響なし
IFRS 7	「金融商品：開示」	2005. 8. 18.	2007. 1. 1.	2006. 1. 27.	脚注追加開示
IAS 1	改訂「F/S 表示：資本開示」	2005. 8. 18.	2007. 1. 1.	2006. 1. 27.	脚注追加開示
IAS 21	改訂「外国為替レート変動」	2005. 12. 18.	2006. 1. 1.	未承認	なし
IAS 39	改訂「金融商品」（金融保証）	2005. 8. 18.	2006. 1. 1.	2006. 1. 27.	重大影響なし
IFRIC 4	「リースを含む取引の決定」	2004. 12. 2.	2006. 1. 1.	2005. 11. 24.	なし
IFRIC 4	「IFRS 2 の範囲」	2006. 1. 12.	2006. 5. 1.	未承認	なし

ルフトハンザ社については、「公表された国際財務報告基準 (IFRS) および解釈指針書 (IFRIC) のうち、その適用が未だ強制ではないもの」(LUF [2005] p. 82.)、つまり早期適用が勧告されている基準について注目した。結論から言うと、ルフトハンザは殆どの早期適用可能な会計基準を適用していない。ただし、適用しない理由についての説明が若干異なる。例えば、IAS 第 19 号「従業員給付」、IAS 第 39 号「金融商品：認識および測定—集団内予測取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計」「金融商品：認識および測定—公正価値オプション」、IFRS 第 4 号「保険契約」および IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」の変化に関連した「金融商品：認識および測定」等を適用しない理由は、これら改訂基準を適用しても、「ルフトハンザグループの純資産、財務状態および営業成績のいずれにも重要な影響を及ぼさない」からとしている。対して例えば、IFRIC 第 5 号「解体、復旧および環境に関するファンドから生じる持分権」、IFRIC 第 4 号「リースを含む取引かどうかの決定」および IFRIC 第 7 号「IAS 第 29 号ハイパーインフレーション経済における修正再表示アプローチ」を適用しない理由は、それらの基準が「現在のところルフトハンザグループにとって目的適合的ではない」というものであった。

ドイツポスト社については、「IFRSにおける国際的会計の新発展と前年度金額の修正再表示」(DP [2005] pp. 94-95.)における説明と表示される修正数値に注目した。ドイツポストは、2005年会計年度において適用を求められる新基準と改訂基準のうち、IFRS第2号およびIFRS第3号を適用していない。適用除外理由については述べられていない。また、適用された新会計基準のなかで、IAS第32号(改訂2004年)「金融商品：開示および表示」およびIAS第39号(改訂2004年)「金融商品：認識および測定」の影響は注目される。これについては、「IAS 39.61により始められた、持分(金融商品)の減損損失に対するより詳細な会計処理の初年度適用については、当該処理の遡及的適用により、2004年会計年度において総額430百万ユーロの持分金融商品の累積的減損損失(cumulative impairment losses on equities)が認識された。当該損失は、利益剰余金から控除され、またIAS第39号剰余金(再評価剰余金)を増加させた」と記述されている。ドイツポストは2005年会計年度より、新基準・改訂基準の適用と共に、種々の会計政策の変更を行っている。例えば、不動産担保ローンの販売活動に関連する費用をローン期間にわたり繰延べたり、レンタルおよびリース費用を「その他の営業費用」から「原材料費および銀行取引費用」へ再分類したりしている。これら2005年度より新たに適用した基準・分類の遡及的適用から生じる前年度金額の影響は、下図に要約される(DP [2005] p. 94., 95.)。

前年度金額の修正再表示 単位；百万ユーロ	2004. 12. 31. 修正額	2004. 12. 31.	+/-
資産			
有形固定資産 1)	8,439	8,169	-270
投資不動産 1)	0	270	+270
債権・その他の資産 1) 2)	6,297	5,566	-731
金融サービス部門の債権・その他有価証券 3)	125,009	124,914	-95
持分および負債			
持分—その他の剰余金—IAS 39 再評価剰余金 3)	-343	58	+401
利益剰余金 1) 2) 3)	4,451	5,663	+1,212
少数株主持分 2) 3)	1,611	1,623	+12
繰延税金負債 2) 3)	927	929	+2
1) IAS 1, IAS 40			
2) 修正再表示 IAS 8. 22			
3) IAS 32, IAS 39			
損益計算書の修正再表示 単位；百万ユーロ			
原材料費および銀行取引費用 1)	-20,546	-21,915	-1,369
人件費 1)	-13,744	-13,840	-96
有形無形固定資産減価償却および減損損失 2)	-1,451	-1,821	-370
その他の営業費用 1) 3)	-5,445	-3,956	+1,489
法人税費用 3)	-431	-440	-9
連結当期純利益 3)	1,725	1,740	+15
ドイツポスト株式会社株主利益 3)	1,588	1,598	+10

少数株主持分利益 3)	137	142	+5
1) 新勘定チャートにより修正再表示された前年度額			
2) IFRS 3			
3) IAS 8.22			

ドイツテレコム社については、「公表された基準，解釈，改訂のうち，いまだ適用していないもの (not yet adopted)」(DT [2005] pp. 110-111.) に注目した。ドイツテレコムは，早期適用を勧告された基準のうち，次の諸基準を適用していない。IFRIC 第5号「解体，復旧および環境復元ファンドから生ずる持分に対する権利」，IAS 第19号「従業員給付」の改訂版，IAS 第39号「金融商品：認識および測定—予定グループ内取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計」の改訂版，IAS 第39号「金融商品：認識および測定—公正価値オプション」の改訂版，IAS 第1号「財務諸表の表示—資本の開示」の改訂版，IAS 第39号「金融商品：認識および測定」および IFRS 第4号「保険契約」「金融保証契約」の改訂版，IFRIC 第7号「ハイパーインフレーション経済における報告への，IAS 第29号に基づく修正再表示アプローチの適用」，IAS 第21号「外国為替レートの変動の影響」の改訂版，IFRIC 第8号「IFRIC 第2号の範囲」。これらの基準のうち，IAS 第39号「金融商品：認識および測定—公正価値オプション」を除く全ての基準の未適用理由として，「ドイツテレコムの営業成績，財務状態，キャッシュ・フローいずれにも重要なインパクトを与えるとは推定されない」ことを挙げている。改訂 IAS 第39号の未適用理由だけが，「ドイツテレコムは公正価値オプションを適用しないことを決定した (decided not to apply) ため，この改訂版は使用できない」と説明されていた。早期適用あるいは未適用の理由が，企業側の判断によっていることを明示するものとして，例えば改訂 IAS 第19号「従業員給付」についての次の文章が挙げられる。「IASB は，数理計算上の差異が発生した期間において，その全額を損益計算書外で，つまり純資産において直接認識できるという選択権を認めることを決定した。この選択権は，2004年12月16日以降に開始される会計年度において用いることができる。ドイツテレコムは，この選択権を適用しないことを決定した (decided not to apply)」。

ヘンケル社については，「会計政策の変更」(HEN [2005] pp. 69-70.) に注目した。ヘンケルの2005年度における会計政策の変更は，IAS 19.93 A (従業員給付)・IFRS 2 (株式報酬)・IFRS 3 (企業結合) および改訂 IAS 36 (資産の減損)・IFRS 5 (売却目的固定資産および非継続事業) 等，IASB 改善プロジェクトにおいて同意された改訂基準が中心であった。ただし，「ヘンケルにとって目的適的な」基準に限っての適用だった。具体的な数値への影響については，例えば IAS 19.93 A (従業員給付) の適用により，数理計算上の認識額は利益準備金 (revenue reserve) と相殺され，2004年1月1日現在の年金引当金は295百万ユーロ増加して総計1,937百万ユーロとなった。以前の数理計算上の損失もまた修正再表示される。また，IFRS 3 (企業結合) および改訂 IAS 36 (資産の減損) の適用により，2004年3月31日以前に獲得した営業権および耐用年数が未確定なその他の無形資産は，もはや償却されないことになった。ちなみに，営業権の償却中止によ

り、200百万ユーロが2004年度当期純利益に足し返される修正再表示となった。2004年度ヘンケル・グループの会計数値修正において、持分への影響についてまとめたものを以下に示す。

2004年度のヘンケル・グループ持分への影響 (単位: 百万ユーロ, HEN [2005] p. 69.)

報告された2004年12月31日現在の持分	4,604
株式報酬の費用認識 (IFRS 2)	-4
数理計算上の差異を利益準備金で相殺した分 (IAS 19. 93 A)	-403
繰延税金資産の増加 (IAS 19. 93 A および IFRS 2)	149
修正再表示された2005年1月1日現在の持分	4,346

シェーリング社については、「一般原則/新会計基準」(SCH [2005] p. 112.) に注目した。シェーリングは、2004年度以来、IFRS第2号「株式報酬」およびIFRS第3号「企業結合」と同様に、IASBの改善プロジェクトのもと改訂された諸基準を適用してきたとされる。そのため、2004年改訂IAS第36号「資産の減損」および2004年改訂IAS第38号「無形資産」も早期適用したとしている。早期適用基準の中でも、IAS第19号「従業員給付」の改定版「数理計算上の差異、団体制度および開示」の適用については、その影響額が2005年度および2004年度別に説明されている。改訂IAS第19号の適用という会計政策の変更は、次のような影響を2005年度連結財務諸表にもたらしたとされる(2004年度については括弧内に表示)。営業利益9百万ユーロ(7百万ユーロ)増加、当期純利益5百万ユーロ(4百万ユーロ)増加、一株当たり利益(基本および希薄化後とも)0.03ユーロ(0.02ユーロ、なお2004年度基本EPSは端数切上のため2.61ユーロから2.64ユーロに)それぞれ増加した。2005年12月31日現在、年金債務は525百万ユーロ(320百万ユーロ)増加、持分は330百万ユーロ(193百万ユーロ)減少、そして繰延税金資産が195百万ユーロ(127百万ユーロ)それぞれ増加した。改訂IAS第19号の適用により、ROEが急上昇したことが分かる結果となっている。

TUI社については、「会計原則」(TUI [2005] pp. 139-142.) において、2005年度に新たに適用された基準のうち、2004年度と比して、TUIに大きな影響を与えたものが掲げられていることに注目した。大きな影響を与えた新規適用基準としては、IAS 8, IAS 16, IAS 19, IAS 32, IFRS 2, IFRS 5の6つがあげられ、他にホリデー・パンフレットの製造コストの会計処理法の変更も影響が大きかったとしている。これらの新規適用基準および会計処理法の変更のうち、IAS 8は比較可能性を高めるための修正再表示を求めるものであり、IFRS 5は「非継続事業からの成果」項目の分類表示を求めるものであり、両基準とも利益額に影響を与えるものではなかった。利益額に影響を与える新規適用基準としては、まず改訂IAS 16があった。同基準によれば、少なくとも年一回、残存価額・減価償却方法・耐用年数を再検討(review)する必要がある。具体的には、ホテルおよびコンテナ船の耐用年数が延長され、旅行部門における減価償却費が7.4百万ユーロ、船舶部門が5.3百万ユーロそれぞれ減少する結果となっている。さらに、IFRS 2「株式報酬」の2005年度初年度適用により、従業員株式発行費として2.6百万ユーロ計上するこ

とになっている。TUIの新規適用会計基準および会計処理変更で特に注目されるのは、株主持分における準備金を増減させるタイプである、IAS 19、IAS 32 およびホリデー・パンフレット製造コストの会計処理変更の3つである。まず、IAS 19「従業員給付」の適用は、そもそも「株主持分の状態を表示するための明瞭性 (clarity) を高めるため」だとしている。同基準は、数理計算上の差異を損益とは関係させずに、発生した年度内で持分と相殺するという新しい選択権を付与するものである。相殺の影響は、準備金のマイナス (negative reserve) に見てとれ、その金額は299.6百万ユーロにもなった。一方、2004年度の数理計算上の差異の償却分が戻し入れられたため、「その他の利益準備金 (other revenue reserve)」は26.4百万ユーロ増加した。また、改訂IAS 32に準拠すれば、転換社債の転換権は、もはや持分の構成要素として分類される必要がなくなり、デリバティブ負債として認識される。同基準の適用により、デリバティブ金融商品に起因する負債は24.5百万ユーロ増加する一方、資本準備金 (capital reserve) は28.4百万ユーロ減少し、利益準備金 (revenue reserve) は13.5百万ユーロ増加した。さらに、ホリデー・パンフレット製造コストの会計処理変更も、準備金に影響を与えている。TUIはこれまで、同コストを繰延処理し、有効期間にわたり影響結果に基づいて償却してきた。しかし、ツアー販売に対するホリデー・パンフレットの重要性が減少していることを反映させるため、およびデータの国際的な比較可能性を高めるため、同コストを発生日において即時費用化するとしている。この会計処理変更の結果、2004年12月31日現在の修正再表示により、前払費用は61.5百万ユーロ減少し、「その他の利益準備金」も41.5百万ユーロ減少する結果となっている。上記IAS 19、IAS 32の適用およびパンフレット製造コストの会計処理変更による影響が、各種準備金の増減 (全体としては持分の減少) としてのみ表れ、損益としては表れてはいないことが注目される。

フォルクスワーゲン社については、改訂IAS第19号「従業員給付」適用による利益への影響額が示されていた「新基準および改定基準の影響」(VW [2005] pp. 118-119.) に注目した。フォルクスワーゲンは、数理計算上の差異について、それが発生した期間に持分として直接認識することを許容する選択権を利用した。なお、持分として直接認識された額は、認識利得損失計算書 (statement of recognized income and expense) において開示されている。会計政策変更により、2004年1月1日現在の数理計算上の差異は、937百万ユーロの退職給付引当金の増加として修正再表示されることになった。加えて、数理計算上の差異 (の償却額—戸田) は足し返す必要があり、2004年度の損益計算書は修正再表示されなければならなかった。このため、営業利益は22百万ユーロ増加することになった。

最後に、上記12社を含む2005年度DAX対象全30社の、注目される会計政策選択行動を、次の図表-2にまとめた。さらに、ドイツポストのアンニュアル・レポートに示された「IFRSとドイツ会計基準の間の重要な差異」(DP [2005] p. 90.) に基づき、IFRS適用の効果について考察したものを図表-3にまとめた。

図表-2における各社の会計選択行動から、幾つかの特徴が抽出できる。まず、利益額が増加

図表-2 2005 年度 DAX 対象 30 社の会計政策選択行動

企業名	注目会計政策選択行動
アディダス	2005 年度適用基準: 改訂 IFRS 3・改訂 IAS 36・改訂 IAS 38 (営業権非償却), 改訂 IAS 39, IFRS 2, 改訂 IAS 32, 改訂 IAS 19, IFRS 5
アリアンツ	重要な影響をもたらす基準: 改訂 IAS 32・改訂 IAS 39 (資産内の再分類, 2004 年度総資産 4,146 百万ユーロ減少), IFRS 2 (同 396 百万ユーロ減少)
アルタナ	早期適用: 改訂 IAS 32, 改訂 IAS 39 (減損戻入益を再評価剰余金へ再戻入, 7.7 百万ユーロ), 改訂 IAS 19 2004 年度への影響大: IFRS 2, IAS 19
BASF	IFRS のもとで許容される限りで US-GAAP に準拠 (comply with US-GAAP as far as permissible under IFRS)
バイエル	注目適用基準: IFRS 3・改訂 IAS 36・IAS 38 (2004 年度償却費 185 百万ユーロを減少), 改訂 IAS 19 (2004 年度利益を 126 百万ユーロ増加) 他
ヒポ・フェラインス銀行	早期適用除外: 改訂 IAS 19, 改訂 IAS 39・IFRS 4 (金融保証契約), 改訂 IAS 21 (換算差額の利益への影響排除), IFRS 7, 改訂 IAS 1
BMW	早期適用: 改訂 IAS 39 (内部キャッシュ・フロー・ヘッジ会計) のみ 改訂 IAS 19 の 2005 年への影響: 利益 44 百万増加, 持分 1,404 百万ユーロ減少
コメルツ銀行	適用遵守: IAS 19 他, EU 委員会によりカーブ・アウトされた IAS 39 IAS 39 (金融商品の認識・開示) を脚注において詳述
コンチネンタル	2004 年度 US-GAAP から IFRS へ基準変更, US-GAAP との評価差額は持分計上, IFRS 転換初年度選択権の活用; IFRS 2, 3, IAS 19, 32, 39
タイムラークライスラー	US-GAAP 適用, 2007 年度より IFRS による財務諸表を追加情報として作成する計画あり。基準間差異として, R&D, QSPE, 年金債務の影響を予想
ドイツ銀行	US-GAAP 適用, US-GAAP と HGB で異なる規定について 15 項目列挙
ドイツ取引所	早期適用: 改訂 IAS 19, 改訂 IAS 39 (ヘッジ会計・公正価値オプション……EU カーブ・アウト), 全て数値影響なし。前年度営業権償却 68.9 百万ユーロ
ルフトハンザ	早期適用除外: IFRS 7, 改訂 IAS 1, IFRIC 5 (目的適合的ではない), IFRIC 4, IFRIC 7, 改訂 IAS 19, 改訂 IAS 39 (ヘッジ・公正価値・保険契約)
ドイツポスト	適用除外: IFRS 2, IFRS 3 (理由無し) 適用遵守による重大影響: 改訂 IAS 1, 改訂 IAS 32, 改訂 IAS 39, IFRS 3, 改訂 IAS 36, 改訂 IAS 38, IAS 8.22
ドイツテレコム	早期適用除外: IFRIC 5, 改訂 IAS 19, 改訂 IAS 39 (ヘッジ・公正価値オプション・金融保証), 改訂 IAS 1, 改訂 IFRIC 4, IFRIC 7, 改訂 IAS 21, IFRIC 8
イーオン	US-GAAP 適用, 早期適用除外: SFAS 123 R, SFAS 154, SFAS 155, US-GAAP と HGB との間の重要な相違を 11 項目列挙
フレゼニウスメディカルケア	US-GAAP 適用, 早期適用除外: SFAS 151 (棚卸資産コスト, 付随費用の費用化), SFAS 123 R, EITF 05-5 (早期退職, ドイツ規定と差)
ヘンケル	2005 年度適用基準: IAS 1, IAS 19.93 A (2004 年度資本 403 百万ユーロ減少, 利益 7 百万ユーロ増加), IAS 8, IFRS 2, IFRS 3, 改訂 IAS 36, IFRS 5
インフィニオンテクノロジーズ	US-GAAP 適用, US-GAAP と HGB との間の重要な相違を 20 項目列挙
リンデ	早期適用除外: 改訂 IAS 1, 改訂 IAS 39・IFRS 4 (金融保証契約), 改訂 IAS 21, 改訂 IFRS 4, IFRS 7, IFRIC 4 (リース), 5, 7, 早期適用: 改訂 IAS 19
マン	早期適用除外: IFRIC 4, 5 初年度適用: IAS 24, 32, 39 買戻特約付商車売上およびリース用資産についての会計処理方法変更
メトロ	重大な影響があった適用遵守基準: IAS 1, IAS 32, IFRS 2, IFRS 5 早期適用除外: IAS 1, 19, 39, IFRS 4, 6, 7, IFRIC 5, 6, 7, 8
ミュンヘン再保険	早期適用除外: IAS 19 (2006 年より選択権利用を計画), IFRS 7, IAS 39・IFRS 4 (信用保険についての選択権は利用しない予定)
RWE	重大な影響があった適用遵守基準: IAS 1, IAS 39, IFRS 5, Co 2 排出権割当 早期適用除外: IFRS 6, 7, IAS 19, IFRIC 4, 5, 6, 7,
SAP	US-GAAP 適用, 早期適用除外: EITF 05-5 (早期退職, ドイツ規定と差), SFAS 154 (誤謬等の修正), SFAS 123 R (株式報酬)
シェーリング	早期適用: 改訂 IAS 19 (当期純利益 5 百万ユーロ増加) 適用遵守: IFRS 2, IFRS 3, 改訂 IAS 36, 改訂 IAS 38 早期適用除外: 改訂 IAS 39, IFRIC 4
シーメンス	US-GAAP 適用, BilReG は IFRS 適用強制を延長する選択権を付与するものであることを明示
ティッセンクルップ	US-GAAP 適用, US-GAAP と HGB で異なる規定について 18 項目列挙 (例: 減損損失の戻入れは HGB 第 280 条に基づき要求される)
TUI	主要な影響があった 2005 年度適用基準: IAS 8, 改訂 IAS 16, IAS 19 選択権, 改訂 IAS 32, IFRS 2, IFRS 5
フォルクスワーゲン	2004 年度早期適用: IAS 1, 21, 36・38, IFRS 3 適用遵守: 改訂 IAS 19 (2004 年度利益 22 百万ユーロ増), 32 (同 33 百万ユーロ減), 39, IFRS 2

出所) 各社の 2005 年度 アニュアル・レポートより作成。各社の アニュアル・レポート については論文末尾に一覧表示してある。

図表-3 IFRS 適用の効果

会計項目	IFRS における計上要件または方法	HGB と比較した効果 (可能性を含めて)
自己創設無形固定資産	規準に合致した時に認識	資産：大
子会社買収により生じた営業権	認識が求められる	資産：大
上記営業権の償却	行わずに、年一回の減損テストのみ	利益：大 (の可能性)
年金引当金	a. 予測単位積増方式 b. 回廊ルール c. 間接的年金債務も算入	a. c. →負債：大 b. →利益：大(の可能性)
数理計算上の差異	発生額全額を損益計算書外で負債認識し、準備金のマイナスとして会計処理	負債：大 資本：小 利益：大
その他の引当金	a. 第三者への債務のみ認識 b. 50% プラスルール	a. →負債：小 b. →負債：大(の可能性)
繰延税金資産・負債	将来の分配を加味したバランスシート・アプローチ	資産：大 負債：大
デリバティブを含む金融商品	IAS 39 により認識・測定	資産：大または小
転換社債の転換権	転換権を資本ではなく、デリバティブ負債として再認識	負債：大 資本：小
株式報酬	ストック・オプションは原則費用認識	利益：小 資本：大
ファイナンス・リース	IAS 17 により資産化	資産：大

出所) 「会計項目」および「IFRS における計上要件または方法」については DP [2005] p. 90. より作成。なお、「数理計算上の差異」「転換社債の転換権」および「株式報酬」については、新たに付け加えた項目である。

する会計政策を選択する傾向が強いことである。さらに、利益額を増加させるだけでなく、同時に資本額を減少する会計政策、つまり ROE 上昇タイプの会計政策を選択する傾向が強かったのが、2005 年決算の特徴である。費用額を減少させる、つまり利益額を上昇させる会計政策のうち、金額的に最大となるのが営業権に対する減損処理の導入である。ドイツの大企業は近年、大規模な買収・合併を行っていることが多い⁷⁾ので、非償却処理を選択することにより、巨額の利益底上げ効果の可能性を得ることになる。ただしこの処理は、すでに 2004 年度より早期適用している企業もあった。2005 年度決算の最大の特徴と見なし得るのは、ROE を一気に上昇することができる会計基準である改訂 IAS 19 が、早期適用可能な状態であったことであろう。改訂 IAS 19 は年金会計についての基準であるが、数理計算上の差異全額を、発生年度に損益計算書外で認識できる選択権が認められていた。損益計算書の外で認識するとは、数理計算上の差異全

額を当期費用ではなく、持分(準備金)の減少として把握し、退職給付債務は時価で開示されることを意味する。結果的にROEを上昇させるこの改訂IAS 19を、発効期日(2006年1月1日)前に早期選択適用するDAX対象企業が多くみられた。

どのIFRSを早期適用するかどうかの判断だけでなく、カーブ・アウトをかけられたIFRSを適用していたり、US-GAAPを継続適用したりと、ドイツ企業は、EUおよびドイツ国家により担保されていた弾力性をフルに活用していたことが伺える。上場ドイツ企業の連結会計基準として、HGBは2005年より選択肢から排除されはしたが、既述の担保された弾力性をフル活用することにより、自社の利益額やROE等を上昇させるような会計戦略をとっていたと推測される。これら利益額やROE等の上昇が、近年におけるDAX上昇のファンダメンタルを構成していたと考えられる⁸⁾。2005年度決算においてみられたドイツ企業の会計戦略は、2004年度までの決算にみられた会計戦略と必ずしも同一のものではない。しかしながら、EUおよびドイツ国家により担保されたその時々々の弾力性をフルに活用するという会計戦略は、継続されていると推察されるのである。

5. 終章

以上、ドイツ企業における2005年度の会計戦略を、EUおよびドイツの会計戦略を踏まえながら概観した。最後に、2006年から2007年における状況も加味しながら、EUにおける三層構造(共同体、国家、企業)を、EUの根本原則である補完性原理という点より改めて見直し、現在までの展開を整理してみたい。そもそも、補完性原理とは、国家単位で行うより効率的な箇所のみ、EUが独自に設定する手段により補完するというものである⁹⁾。ユーロ導入という大事業も、この枠組みで行われたものである。補完性原理がどのように展開・変容していったのかを以下で考察し、さらにそれぞれの展開が会計問題とどう関連するのかを考えてみたい。

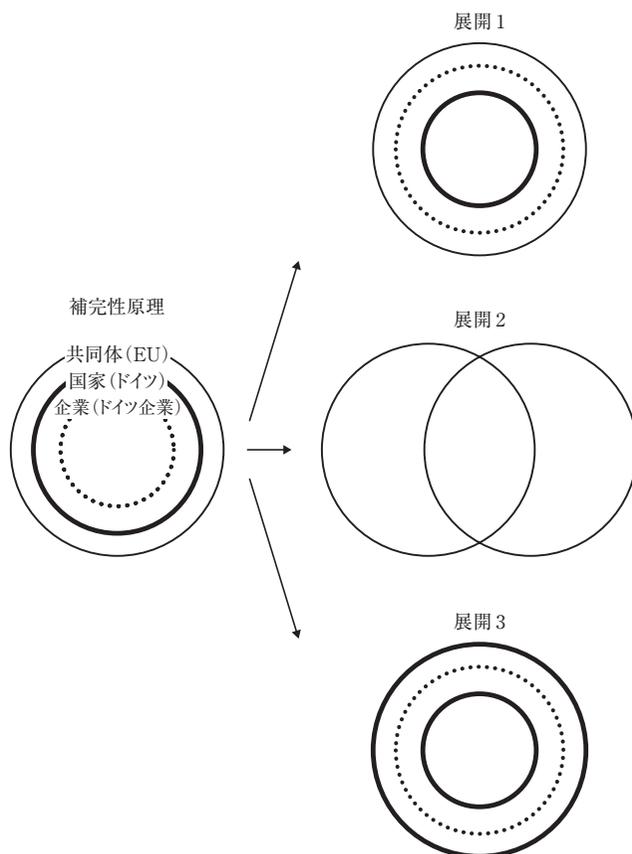
展開の1つめは、現状のドイツの会計環境に近いものである。つまり、EUは弾力性を内包した統一性を標榜し、国家は弾力性確保を最重視、企業はEU・国家により保証された弾力性を最大限活用するという関係である、実はこの関係は、補完性原理から見ると少し変わった関係である。確かに、税金計算規定などは各国家の専権事項とし、資本市場に開示する財務内容計算規定に関してのみEUが補完していくという方向性自体は、当該原理に適ったものであった。ただし、補完手段はEU自らが作りあげることが原則であることに鑑みれば、IFRSsをその代用手段として活用する方策は、補完性原理に完全に従ったものではないと指摘できる。これは、この関係が形作られた当時のEU資本市場全体の力関係を、モンティ委員を中心とした欧州委員会が冷静に見極めた結果ではないかと推測される。

展開の2つめは、対米国戦略の転換を基本としたものであり、最終目標を米国との共通市場創設においた欧米共通化戦略である。これは対BRICsという意味合いが強く、特に欧州にとっては対ロシアという観点が中心となる。対米国から経済統合路線への戦略の変化は、新しく設立さ

れた「大西洋経済評議会」が担うとされている（日本経済新聞，2007. 5. 1，夕刊2面）。米欧間共通市場については，すでに米欧間の航空路線開設の自由化を意味する「オープンスカイ」¹⁰⁾が実行の段階に入ろうとしている。問題点としては，この展開はすでにEUという枠組みを超えたものであるため，補完性原理の貫徹というより，両地域における市場開放・規制緩和という点にシフトしたものにならざるを得ないということがあげられる。さらに，この共通市場化構想は，米欧間の経済全体で行われるというより，両地域の間関係がある程度均衡した部分でのみ実行されるのではないかと推測される。オープンスカイにしても，EU内の格安航空会社が米国航空会社と競争可能であると判断されてはじめて承認されたと考えられる。また，市場開放・規制緩和のイニシアチブをどちらが握るかという新たな問題も発生しよう。

展開の3つめは，EUの主導のもと，強制力のある独自基準により世界標準をねらう標準化戦略が推し進められるというものである。これはすでに，EUの環境政策や化学物質規制にみられる戦略である。そこでは，域内企業に強い負荷を加えながら，その後の共通市場において覇権を握らせ，また同時に当該共通市場における基準設定のイニシアチブを確保していくのである。こ

図表—4 補完性原理からの展開可能性



の戦略は、展開2とは違う意味で補完性原理を踏み越えた性格を有しており、EU組織、特に欧州委員会の権限の強大化、および国家の主導権の益々の弱体化を招きやすい。したがって、EU益と国益の衝突が、展開1より激しくなることが予想できる。現に、環境問題やエネルギー問題では、一部のEU加盟国がEUの基本政策に対して反対の声を上げている。ただし展開3は展開1と同様、ドイツのようにEU内さらには世界で覇権を握ることが可能な企業を抱える国にとっては、比較的受け入れやすい。しかしながら、これらの関係においては、国家の重要性は共に減少していくことが予想される。展開3においては、EU域内企業が共通市場で成長することがEU益ひいては国益に連なるというEU成長戦略が、加盟各国に受け入れられるかどうかが鍵となろう。補完性原理より展開される上記3つの可能性を、図表-4として示す。

上記の展開分類は、とりあえず補完性原理からの変容を明示したものにすぎない。これらの展開は、決して一義的に選択されるものではなく、個々の問題・対象によって選択されよう。言わば、「展開の組み合わせ」がなされることも予想される。ここでは最後に、会計問題に対象を絞って考察してみたい。

とりあえず、IASBとFASBによる会計基準収斂問題の結果が出る2009年までは、展開1の可能性が高いだろう。ただし、展開1は特異なタイプの解決法だったことを認識しておく必要がある。こと会計基準に関しては、国際会計基準を利用するという戦略の方が、EUにとって利があることが多かったし、近い将来にも同様だと考えられるからである。ただし、現在のように、個別財務諸表作成基準にまでIFRSsを適用可能としてきている点は、補完性原理を完全に踏み越えて、展開3に連なる新たな戦略となっていることは注意を要しよう。そして、展開1にしる展開3にしる、国家の重要性は共に減少していかざるを得ない。例えば、「DRSCが今後、IASの翻訳者ないし基準解釈者となってしまう恐れ(佐藤[2005]45頁)」も指摘されよう。

展開2については、「大西洋経済評議会」において、「会計基準の共通化を含む米欧間の投資拡大に重点を置いた規制緩和策を議論」(日本経済新聞, 2007.5.1., 夕刊2面)することになっていることが注目される。また、米証券取引委員会(以下SECと記す)は、米国で上場する外国企業に対し、IFRSsに従った財務諸表の提出を正式に認めた(日本経済新聞, 2007.11.16., 夕刊3面)。これは一種の規制緩和と考えられ、また、米欧間の投資拡大を目指したものと捉えることが可能であろう。ただし展開2においては、国家だけでなく、やがて共同体としてのEU自体のプレゼンスも低下していくことが考えられる。また、SECあるいはNYSEがIFRSsを上場要件として認めると言っても、外国企業のIFRSs適用のみを認めるのか、米国企業も含めた全ての企業のIFRSs適用を認めるのかによっても、会計基準収斂の行方は変わってこよう。

展開3については、現在環境問題に対するEUの姿勢として注目されているが、もし市場統合問題に対してこの展開が向けられたらどうなるであろうか。欧州の証券市場統合という夢は、資本の論理の前に一旦潰れている。それでも、EU主導による統合欧州証券市場という将来の可能性が全く残っていないわけではなかろう。ただし、統合欧州証券市場の可能性自体は残っていて

も、欧州会計基準 (EU-GAAP) を新たに形成しそれを世界標準にするという可能性は現状では低い。それでも、欧州の各証券取引所における上場会社時価総額が NYSE と肩を並べる程になれば、事情は変わってくるだろう。毀誉褒貶はあっても希代の経営者と言われたジャック・ウェルチが、欧州の一官僚であるマリオ・モンティに屈したのは、ウェルチが言う「市場の力」(リード [2005] 134 頁) であったのだから。

注

- 1) ポーターは、戦略の中でも、特に競争戦略について詳細に論じている。彼によれば、「競争戦略とは、競争の発生する基本的な場所である業界において、有利な競争的地位を探すことである」(ポーター [2006 b] 3 頁)。そして、業界で平均以上の業績を達成するための三つの基本戦略として、①コスト・リーダーシップ、②差別化、③集中をあげている (同 16 頁)。さらに競争戦略には、明示的なものと暗示的なものがあるが、明示的経営戦略こそが企業の好成績に通じるという考え方が定着してきたことを指摘している (ポーター [2006 a] 3 頁)。
- 2) 国家レベルの会計戦略としては、例えば 2005 年 3 月に公表された、「カナダの会計基準：将来の方向性に関する戦略計画案」などがある。当論文では、旧 HGB 第 292 a 条および 10 点プログラムから HGB 第 315 a 条に至る一連の流れは、ドイツの会計戦略の一環であると見なしている。
- 3) マリオ・モンティ氏は、「ヨーロッパの統一政府に向けた運動が生み出した新たな官僚、欧州官僚そのものだった」(リード [2005] 126 頁) とされる。モンティ氏が、欧州委員会の立場からゼネラル・エレクトロニクス社とハネウエル社の合併を不認可とした事情は、同著第 4 章「ジャック・ウェルチの屈辱」に活写されている。
- 4) 欧州証券市場は、多様な組み合わせになっている。その典型例が NYSE ユーロネクストである。ただし、NYSE の当初の合併候補先は、ユーロネクストではなくドイツ取引所であった。ドイツ取引所は、ロンドン証券取引所との合併を目論んでいたが、大株主の英ヘッジファンドに反対され、実現はできなかった。また北欧の証券取引所は、ドバイから買収提案を受けている。証券取引所の行動は、EU の基本構想に沿ったものではなく、株式会社として「資本 (株主) の論理」に則ったものと考えられる。
- 5) カーブ・アウトは例えば、IAS 第 39 号にかけられた。具体的には、基準の第 9 b, 35 および 81 A 項に、適用指針の第 31, 99 A, 99 B, 107 A, 114 (c) と (g), 118 (b), 119 (d), (e) と (f), 121, 122, 124 (a) と (d), 126, 127, 129 および 130 項に、それぞれかかっている (橋本 [2007] 111 頁)。
- 6) ドイツ会計監視所と米国公開企業会計監視委員会 (以下 PCAOB と記す) との異同に注意しなければならない。ドイツ会計監視所は、視点は異なるとはいえ、監査法人と同様に企業をチェックするのに対し、PCAOB は、企業ではなく監査法人をチェックする。
- 7) 買収・合併に際し発生する営業権や売買損益は、ドイツ企業の利益額に大きく影響している。例えば、RWE (2006) は、英水道子会社テムズ・ウオーターの売却益が最終利益に大きく貢献した。タイムラー・クライスラー (2007) はクライスラー売却を決定した。独セメント最大手のハイデルベルクセメント (2007) 社は、英建材大手ハンソンの買収により世界第 2 位の建材メーカーになった。
- 8) アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの代表的な株価指数である、米 S&P 500・英 FT 100・仏 CAC 40・独 DAX 30 の推移を、1999 年 5 月から 2007 年 5 月まで見てみると興味深いことが分かる。全ての株価指数共通の動きとしては、2003 年初頭が底で、そこから 2007 年中旬まで一本調子で上昇していることである。上記 4 指数の中で、2003 年初頭からの上昇率が最大であったのが、独 DAX である。サブプライム問題発生以前の 2007 年度において、DAX は過去最高値をつけた。以上の推移については、主に損保ジャパン・アセットマネジメント社の月次運用レポートにおける「各国の代表的な株価指数の推移」を参照した (http://www.sompo-japan.co.jp/kinsurance/ktoshin/ktos/download/m_ykam_inter.pdf)。
- 9) 補完性原理とは、マーストリヒト条約修正 EC 設立条約第 3 条 b) によれば、次のような基本理念であ

る。「提案された行動の目的が加盟国によっては十分な成果が得られず、共同体が行動した方が規模或いは効果を考えた場合によりよく達成されるような場合」に限り、「共同体は補完性の原理に基づき」行動する (坂本 [2004] 197 頁)。

- 10) 2008年3月からのオープンスカイ協定については、2007年3月におけるEU運輸相理事会で承認された。ポイントは2つあり、「米国と欧州各国が結んでいる二国間協定のEUへの一本化と、協定相手国の航空会社だけに独占的な路線運航を認めている国籍条項の撤廃」(日本経済新聞, 2007.4.13., 2面)である。航空運賃下落による旅客数増加が、8万人の雇用を創出し、全体で120億ユーロの経済効果が生じると期待されている(同上)。

引用文献

Bundesministerium der Justis, Pressemitteilungen am 25. 02. 2003, Bundesregierung stärkt Anlegerschutz und Unternehmensintegrität, Maßnahmenkatalog der Bundesregierung zur Stärkung der Unternehmensintegrität und des Anlegerschutzes.

Bundesministerium der Justis, Pressemitteilungen am 29. 10. 2004, Bundestag verabschiedet Bilanzrechtsreformgesetz und Bilanzkontrollgesetz.

Commission of the European Communities, Accounting Harmonization: A New Strategy vis-à-vis International Harmonization, 1995.

Commission of the European Communities, EU Financial Reporting Strategy: the way forward, 06. 2000.

The European Parliament and the Council of the European Union, Regulation (EC) No. 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, 07. 2002.

Entwurf Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetzes-BilReG) vom 15. 12. 2003.

Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle von Unternehmensabschlüssen (Bilanzkontrollgesetz-BilKoG) vom 08. 12. 2003.

Handelsgesetzbuch, 44. Auflage, Beck-Texte im dtv, 2006.

稲見亨稿「EU指令・命令のドイツ会計法への転換(第3章)」川口八洲雄編著『会計制度の統合戦略—EUとドイツの会計現代化』森山書店, 2005年。

小津稚加子稿「EU域内資本市場の形成と会計基準のコンバージェンス」『国際会計研究学会年報(2006年度)』, 2007年。

兼子良夫稿「拡大EUの経済統合(第4章)」小島照男編著『国際経済事情』八千代出版, 2005年。

倉田幸路稿「ドイツ企業のIASへの対応(第1章)」佐藤信彦編著『国際会計基準制度化論』白桃書房, 2003年。

坂本進著『ヨーロッパ統合とキリスト教—平和と自由の果てしなき道程』新評論, 2004年。

佐藤誠二稿「ドイツの会計改革の進展と2005年以後の課題」『会計』森山書店, 第167巻第6号, 2005年。

クルイヴァー, コーネリアス, A. デ. & ピアースII世, ジョン, A. 著, 大柳正子訳『戦略とは何か—ストラテジック・マネジメントの実践』東洋経済新報社, 第3刷, 2006年。

田中弘著『イギリスの会計基準—形成と課題』中央経済社, 1991年。

徳賀芳弘著『国際会計論』中央経済社, 2000年。

戸田龍介稿「ドイツテレコムのアニュアル・レポート分析—ドイツ会計基準と米国会計基準の比較—」『商経論叢』, 第39巻第4号, 2004年。

———「ドイツ企業の会計戦略についての検討—特にドイツ商法典第292a条との関連において—」『商経論叢』, 第41巻第1号, 2005年。

トム・リード著, 金子宣子訳『「ヨーロッパ合衆国」の正体』新潮社, 2005年。

日本経済新聞 2003. 10. 27., 2007. 4. 13., 2007. 5. 1. 夕刊, 2007. 11. 16. 夕刊。

橋本尚著『2009年国際会計基準の衝撃』日本経済新聞出版社, 2007年。

ポーター, M. E. 著, 土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫訳『競争の戦略』ダイヤモンド社, 新訂版21刷, 2006年, (a)。

ポーター, M. E. 著, 土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫訳『競争優位の戦略—いかに高業績を持続させるか』ダイヤモンド社, 第28刷, 2006年, (b)。

森美智代・ダルシー・アンネ稿「会計基準の統合と会計監査による制度整備」『会計』森山書店, 第168巻第4号, 2005年。

2005年当時のDAX対象30社のアニュアル・レポート。ただし, アディダスのみドイツ語。また, BASFのみ, 同社のホームページを参照した。括弧内の数字は神奈川大学図書館整理番号。

Adidas GROUP, Geschäftsbericht 2005 (A 335. 48/105/322)

Allianz, Annual Report Allianz Group (A 335. 48/105・H/70)

ALTANA, Annual Report 2005 (A 335. 48/105/323)

BASF, Corporate Report 2005 (A 335. 48/105・B/72)

Bayer, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/73)

HypoVereinsbank (UniCredit Group), HVB GROUP ANNUAL REPORT 2005 (A 335. 48/105・B/74)

BMW Group, Annual Report (A 335. 48/105・B/75)

COMMERZBANK, Annual Report (A 335. 48/105・B/82)

Continental, Annual Report (A 335. 48/105・B/83)

DaimlerChrysler, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/84)

Deutsche Bank, Financial Report 2005 (A 335. 48/105・D/86)

DEUTSCHE BORSE GROUP, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/324)

Lufthansa, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/87)

Deutsche Post World Net, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/142・B)

Deutsche Telekom, Deutsche Telekom 2005 (A 335. 48/105・B/142・C)

e・on, 2005 Annual Report (A 335. 48/105・B/117・B)

Fresenius Medical Care, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/325)

Henkel, Henkel Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/92)

Infineon, Infineon Technologies Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/326)

Linde, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/101)

MAN Group, 2005 Annual Report (A 335. 48/105・B/102・C)

METRO Group, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/99・B)

Münchener Rück Munich Re Group, Munich Re Group Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/206)

RWE, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/108・B)

SAP, SAP ANNUAL REPORT 2005 (A 335. 48/105・B/327)

SCHERING AG, ANNUAL REPORT 2005 (A 335. 48/105・B/111)

SIEMENS, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/112)

ThyssenKrupp, Annual Report 2004_2005 (A 335. 48/105・B/114・C)

TUI, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/105)

VOLKSWAGEN AG, Annual Report 2005 (A 335. 48/105・B/115)